

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「明りよう」を「明瞭」に改める。

第三十一条第三号中「令達」を「配当」に改める。

第九十二条中「投資及び基金」を「投資その他の資産」に改める。

第一百条第一項中「、除却仮勘定」を削り、「投資」を「投資その他の資産（その他投資を除く。）」に改める。

第一百八条中第十一号を第十五号とし、第十号の次に次の四号を加える。

十一 権利義務の譲渡等の禁止

十二 履行の延長

十三 協議による契約の解除等

十四 契約の履行の届出

第一百三十八条第一項第二号中「物件の購入又は修繕」を「契約」に改める。

第一百四十八条第三項第二号口中「（契約を変更する場合は、変更契約書案）」を削る。

別表第二中

	年 賦 未 収 金 破産更生債権等			破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であつて、1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなもの
--	----------------------	--	--	--

を

」

<p>年賦未収金 貸倒引当金 破産更生債権等</p>			<p>年賦未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であって、1年内に弁済を受けることができないことが明らかなもの 破産更生債権等の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの</p>
------------------------------------	--	--	--

に改め、

	<p>資産減耗費</p>	<p>固定資産除却費</p>	<p>有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費</p>
--	--------------	----------------	-----------------------------

を

	<p>資産減耗費</p>	<p>固定資産除却費 固定資産撤去費</p>	<p>有形固定資産の除却損又は廃棄損 有形固定資産の撤去費</p>
--	--------------	----------------------------	---------------------------------------

に改める。

別表第三中

<p>年賦未収金 破産更生債権等</p>			<p>破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であって、1年内に弁済を受けることができないことが明らかなもの</p>
--------------------------	--	--	--

を

	年賦未収金 貸倒引当金 破産更生債権等			年賦未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であって、1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなもの 破産更生債権等の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
--	---------------------------	--	--	--

に定める、

	資産減耗費	固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
--	-------	---------	----------------------

を

	資産減耗費	固定資産除却費 固定資産撤去費	有形固定資産の除却損又は廃棄損 有形固定資産の撤去費
--	-------	--------------------	-------------------------------

に定める。

別表第七中

1 建設工事の起工（契約変更を含む。）	5億円以上	3億円以上 5億円未満	1億円以上 3億円未満	1億円未満	1億円以上 契約変更額が当初契約額の5%以上となる場合又は契約変更額の累計額が当初契約額の5%以上となる場合を含む。
---------------------	-------	----------------	----------------	-------	---

を

1 建設工事の起工	5億円以上	3億円以上 5億円未満	1億円以上 3億円未満	1億円未満	1億円以上
-----------	-------	----------------	----------------	-------	-------

ひきかへ

6 契約を伴う支出の予算のうち、当該契約の執行予定額が、第137条の2に定めることと価格として定める額を超えるもの	執行しようとする費目等に応じた別表第7の2に定める区分に従い決裁を受ける	リース資産の取得に係る経費について、全ての案件
---	--------------------------------------	-------------------------

や

6 契約を伴う支出の予算のうち、当該契約の執行予定額が、第137条の2に定めることと価格として定める額を超えるもの	執行しようとする費目等に応じた別表第7の2に定める区分に従い決裁を受ける	執行しようとする費目等に応じた別表第7の2に定める区分に従い合議を受ける
---	--------------------------------------	--------------------------------------

ひきかへ。

別表第7の11中

燃料費、動力費、薬品費	1億円以上	5,000万円以上 1億円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円未満	△ 100万円未満のもの ◎	1,000万円以上	1,000万円以上	
-------------	-------	--------------------	------------------------	-----------	----------------------	-----------	-----------	--

を

燃 料 費 、 動 力 費	1億円以上	5,000万円 以上 1億円未満	1,000万円 以上 5,000万円 未満	1,000万円 未満	△ 100万円未満のもの ◎	1,000万円 以上	1,000万円 以上	
	1億円以上 1,000万円 以上 1億円未満	1,000万円 以上 1億円未満		1,000万円 未満		△ 100万円未満のもの ◎	1,000万円 以上	1,000万円 以上
薬 品 費								

」

に定める

償還金、利子及び 取扱い諸費		500万円 以上	300万円 以上 500万円 未満	300万円 未満	△ 企業債の元利償還金及び一時 借入金利息 ◎			

」

を

償還金、利子及び 取扱い諸費		500万円 以上	300万円 以上 500万円 未満	300万円 未満	△ 企業債、他会社借入金及び1年 賦未私金の元利償還金並びに 一時借入金利息 ◎			

」

に定める。

様式第七十八号の次に次の様式を加える。

**様式第78号の2**

予定価格 決定者	
-------------	--

平成 年 月 日

## 予 定 価 格

下記工事の予定価格を次のとおり決定する。

予定価格 (税込み) 金 円

入札書比較価格(予定価格の100/108、税抜き)  
金 円

最低制限価格 (税込み) 金 円

入札書比較価格(最低制限価格の100/108、税抜き)  
金 円

記

工事番号 及び工事名	
工事場所	
実施額	

※記載事項は、契約内容に応じて適宜修正して使用して差し支えありません。

(日本工業規格A列4)

様式第七十九号を削る。

様式第八十四号を削る。

様式第八十五号を削る。



様式第八十七号 (三) を削る。  
 様式第八十八号 (三) を次のように改める。

様式第88号 (3)

支出負担行為決議書

件名 .....	起案者	審 査 日
	電 話	年 月 日
	起 案	年 月 日
	決 裁	年 月 日

本書のとおり支出負担行為をします。また、  
 監督員を別案により請負者あて通知します。

決裁欄

(合議)

課 所	年度	会 計

支出負担行為額	負 符 号	支出負担行為	支出負担行為
		※ 年 月 日	年 月 日
十			
百			
千			
億			
十			
百			
千			
億			

番 号	契 約 期 間		履 行 期 限
	始 期	終 期	

目的 理由 及び 算出 基礎	年 度	千 円
	年 度	千 円
	年 度	千 円
	年 度	千 円
	割 度	千 円

支出負担行為の 相手方	住 所 氏 名	支出負担行為の状況

支出科目	支出負担行為の状況	配 当 予 算 額	千 円
		( 令 違 )	千 円
		支出負担行為済額	千 円
		支出負担行為未済額	千 円
今 回 執 行 額		千 円	

注一 本様式は二年以上にまたがる支出負担行為の手書により支出負担行為の伺いをたてるときに使用する。注二 ※印については、契約年月日を記入すること。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。